

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成等 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">就農準備・経営開始支援事業</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等</p> <p>交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備支援資金及び経営開始支援資金を交付する。</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>(1) 就農準備支援資金の交付対象者は、<u>アからクまでの全て又はケの要件を満たす者</u>とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に<u>本事業</u>、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。</p> <p>(削る。)</p> <p>オ～ク (略)</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">就農準備・経営開始支援事業</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等</p> <p>交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備支援資金及び経営開始支援資金を交付する。</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>(1) 就農準備支援資金の交付対象者の<u>要件は次に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、<u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 過去に農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。</u></p> <p><u>(イ) 就農準備資金・経営開始資金の第7の1の(1)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>オ～ク (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ケ 就農準備資金・経営開始資金の第7の1の(1)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>(2) 交付金額及び交付期間 就農準備支援資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備支援資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。 ア (略) イ 全額返還 (ア) (3)のオに該当した場合 (イ)～(オ) (略) (カ) 交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間)の1.5倍(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間<u>就農を</u>継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。 (キ) (略) (ク) 虚偽の申請等を行った場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 交付金額及び交付期間 就農準備支援資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、<u>令和4年4月以降に研修を開始する者であって、</u>(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備支援資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。 ア (略) イ 全額返還 (ア) (3)のオに該当した場合。<u></u> (イ)～(オ) (略) (カ) 交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間)の1.5倍(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。 (キ) (略) (ク) 虚偽の申請等を行った場合。<u></u></p>

改正後	改正前
<p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1) 経営開始支援資金の交付対象者は、<u>アからシまでの全て又はスの要件を満たす者</u>とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、<u>基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 次に掲げる条件に該当していること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>令和 3 年</u> 4 月以降に農業経営を開始した者であること。</p> <p><u>シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p><u>ス 就農準備資金・経営開始資金の第 7 の 2 の (2) の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他</p>	<p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1) 経営開始支援資金の交付対象者の要件は<u>次に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する</u>青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、<u>基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 次に掲げる <u>(ア) から (エ) までの全ての条件又は (オ) の条件に該当していること。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 就農準備資金・経営開始資金の第 7 の 2 の (2) の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>令和 2 年</u> 4 月以降 <u>(キの (オ) の条件に該当する場合は、平成 31 年 4 月以降とする。)</u> に農業経営を開始した者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他</p>

改正後	改正前
<p><u>ア</u> 第5の1の(1)の<u>ケ</u>に該当する者は、研修実施申請書(別紙様式第28号)を作成し、交付主体に提出する。</p> <p><u>イ</u> <u>アの規定により、研修実施申請書を提出し、第7の1の(13)のアの承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、就農準備資金・経営開始資金の第6の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、<u>令和5年</u>4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。</p> <p><u>さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>第5の1の(1)の<u>エの(イ)</u>に該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を作成し、交付主体に提出する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、<u>令和4年</u>4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。</p> <p>イ～エ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(7) 返還免除 開始資金交付対象者は、第5の2の(4)の<u>ただし書の</u>病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) その他 <u>ア</u> 第5の2の(1)の<u>ス</u>に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。 <u>イ</u> <u>アの規定により、営農実施申請書を提出し、第7の2の(14)のアの承認を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、就農準備資金・経営開始資金の第6の2の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>第7 交付主体の手続等 1 就農準備支援資金 (1)～(5) (略) (6) 研修終了後の確認 ア 就農状況の確認 交付主体は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備支援資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。 ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。 確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。 なお、交付主体は、交付対象者が第5の1の(1)のカの親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について市</p>	<p>(7) 返還免除 開始資金交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) その他 第5の2の(1)の<u>キの(オ)</u>に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。 (新設)</p> <p>第7 交付主体の手続等 1 就農準備支援資金 (1)～(5) (略) (6) 研修終了後の確認 ア 就農状況の確認 交付主体は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備支援資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。 ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。 確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。 なお、交付主体は、交付対象者が第5の1の(1)のカの親元就農後に独立・自営就農し<u>基盤強化法第12条第1項に規定する</u>農業経営改善計画又は<u>基盤強化法第14条の4第1項に規定する</u>青年等就農計画の認</p>

改正後	改正前
<p>町村等に確認する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) サポート体制の整備</p> <p>都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト <u>において</u> 公表するものとする。</p> <p>(13) (略)</p> <p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト <u>において</u> 公表するものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 農業共済等の積極的活用 <u>等</u></p>	<p>定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について市町村等に確認する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) サポート体制の整備</p> <p>都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト <u>及び全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下同じ。）に登録し、</u> 公表するものとする。</p> <p>(13) (略)</p> <p>2 経営開始支援資金</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト <u>及び全国データベースに登録し、</u> 公表するものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 農業共済等の積極的活用</p>

改正後	改正前																
<p>交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p><u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。</u></p> <p>(14) その他 ア (略) イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業第7の2の(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: center;">研修計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <table border="1" data-bbox="188 991 1113 1398"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去に<u>本事業</u>、農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、<u>就農準備支援事業</u>、<u>就農準備資金・経営開始資金による資金の交付</u></td> <td> <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(略)		過去に <u>本事業</u> 、農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、 <u>就農準備支援事業</u> 、 <u>就農準備資金・経営開始資金による資金の交付</u>	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない	(略)		<p>交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>(14) その他 ア (略) イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業第7の2の(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続<u>き</u>を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: center;">研修計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <table border="1" data-bbox="1173 991 2098 1398"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去に農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、就農準備支援事業<u>又は</u>就農準備資金・経営開始資金による資金の交付</td> <td> <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(略)		過去に農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、就農準備支援事業 <u>又は</u> 就農準備資金・経営開始資金による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない	(略)	
(略)																	
(略)																	
過去に <u>本事業</u> 、農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、 <u>就農準備支援事業</u> 、 <u>就農準備資金・経営開始資金による資金の交付</u>	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない																
(略)																	
(略)																	
(略)																	
過去に農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)、就農準備支援事業 <u>又は</u> 就農準備資金・経営開始資金による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない																
(略)																	

改正後

改正前

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

6 (略)

6 (略)

添付書類 (略)

添付書類 (略)

別添5

別添5

確約書

確約書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿

殿

住所：

住所：

(削る。)

氏名：

[申請者] 氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

(生年月日： 年 月 日： 歳)

(略)

(略)

1・2 (略)

1・2 (略)

別紙様式第2号

別紙様式第2号

経営開始支援資金申請追加資料

経営開始支援資金申請追加資料

令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿

殿

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">住所： 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～5 (略) 6 その他</p>	<p style="text-align: center;">住所： 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～5 (略) 6 その他</p>				
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 雇用就農資金、<u>農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業</u>、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない </td> </tr> </table>	雇用就農資金、 <u>農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業</u> 、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 雇用就農資金、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない </td> </tr> </table>	雇用就農資金、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
雇用就農資金、 <u>農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業</u> 、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない				
雇用就農資金、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない				
(略)	(略)				
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>7 (略)</p> <p>添付書類 (略)</p> <p>* 1・2 (略)</p> <p>別紙様式第9-1号</p> <p style="text-align: center;">就農状況報告 (独立・自営就農) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>7 (略)</p> <p>添付書類 (略)</p> <p>* 1・2 (略)</p> <p>別紙様式第9-1号</p> <p style="text-align: center;">就農状況報告 (独立・自営就農) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>				

改正後	改正前
<p>1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（就農準備支援資金の交付を受けた者は必須。経営開始支援資金のみの交付対象者の場合は記載不要。）） （略） ※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要 <u>（添付書類も不要）</u></p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。） ※第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会</p> <p>8・9 （略） 添付書類 別添1～3 （略）</p> <p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3 <u>（削る。）</u></p> <p>5・6 （略） <u>7. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）</u></p> <p>*1・2 （略）</p> <p>*3 <u>就農準備支援資金の交付を受けた者のうち</u>、親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する（<u>それ以外の者は</u>、就農届（別紙様式第14号）<u>等</u>で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。</p> <p>*4 （略）</p> <p>*5 経営開始支援資金の交付期間<u>の7月の報告の際</u>のみ添付する。</p>	<p>1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（就農準備支援資金の交付を受けた者は必須。経営開始支援資金のみの交付対象者の場合は記載不要。）） （略） ※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。） ※<u>別記1</u>の第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会</p> <p>8・9 （略） 添付書類 別添1～3 （略）</p> <p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3 <u>（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）</u></p> <p>5・6 （略） <u>（新設）</u></p> <p>*1・2 （略）</p> <p>*3 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する（就農届（別紙様式第14号）で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。</p> <p>*4 （略）</p> <p>*5 経営開始支援資金の交付期間のみ添付する。</p>

改正後

改正前

別添7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

（1）適正な施肥		報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

（2）適正な防除		報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>

（3）エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

（4）悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

（6）生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

（7）環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス案件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農薬・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して同実務を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては対象していない又は経過期間として間もない場合もあることから、申請時のみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- （1）適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- （2）適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和23年法律第151号）等
- （3）エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の処理の促進及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による廃棄物等の削減の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・畜舎採糞材料等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土壌改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

(新設)

改正後

改正前

別添7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

（1）適正な施肥		報告時 （しました）
①	※飼料生産を行う場合（該当しぬ） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しぬ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
（2）適正な防除		報告時 （しました）
③	※飼料生産を行う場合（該当しぬ） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合（該当しぬ） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しぬ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
（3）エネルギーの節減		報告時 （しました）
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
（4）悪臭及び害虫の発生防止		報告時 （しました）
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当口ない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

（5）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 （しました）
⑨	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
（6）生物多様性への悪影響の防止		報告時 （しました）
⑩	※特定事業場である場合（該当しぬ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
（7）環境関係法令の遵守等		報告時 （しました）
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和5年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づき具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に留意して実行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- （1）適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- （2）適正な防除
 - ・農業取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- （3）エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・特別の養殖生産促進法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

改正後	改正前				
<p>別紙様式第 22 号</p> <p><u>就農準備・経営開始支援事業</u>に係る個人情報の取扱いについて (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>就農準備・経営開始支援事業</u>に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>交付主体は、<u>就農準備・経営開始支援事業</u>の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>別紙様式第 22 号</p> <p><u>就農準備支援資金・経営開始支援資金</u>に係る個人情報の取扱いについて (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>就農準備支援資金・経営開始支援資金</u>に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>交付主体は、<u>就農準備支援資金・経営開始支援資金</u>の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>別紙様式第 24 号別添</p> <p>第 4 都道府県サポート計画（実績）（別紙）</p> <p>注：別記 1 の初期投資促進事業、<u>就農準備・経営開始支援事業等</u>の申請を行い、都道府県サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</p> <p>別紙様式第 25 号別添</p> <p>第 4 地域サポート計画（実績）（別紙）</p> <p>注：別記 1 の初期投資促進事業、<u>就農準備・経営開始支援事業等</u>の申請を行</p>	<p>別紙様式第 24 号別添</p> <p>第 4 都道府県サポート計画（実績）（別紙）</p> <p>注：別記 1 の初期投資促進事業、<u>新規就農者確保緊急対策のうち別記 5 就農準備支援事業、別記 6 初期投資促進事業、経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業</u>の申請を行い、都道府県サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</p> <p>別紙様式第 25 号別添</p> <p>第 4 地域サポート計画（実績）（別紙）</p> <p>注：別記 1 の初期投資促進事業、<u>新規就農者確保緊急対策のうち別記 5 就農</u></p>				

改正後	改正前
い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。	<u>準備支援事業、別記6 初期投資促進事業、経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業</u> の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">初期投資促進事業</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業実施の年度又は前年度</u>に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの<u>具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）</u>の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プ</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">初期投資促進事業</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和4年度、令和5年度又は事業実施年度中</u>に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年<u>5月27日</u>法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プラン進め方通知の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記2において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、</p>

改正後	改正前
<p>ラン以外の同種取決め等（以下別記2において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、<u>同実施要綱の別記3雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）</u>、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p>2 助成対象</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの<u>見積り</u>徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、</p>	<p>若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、別記3雇用就農資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 助成対象</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、<u>農業資材比較サービス（AGUMIRU「アグミル」）の活用等による</u>複数の業者からの<u>見積もり</u>徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、</p>

改正後	改正前
<p><u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>a フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(ウ) ～ (ケ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5の1の(1)の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>なお、<u>令和5年度</u>より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 就農状況報告等</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、事業実施の翌年度から初期投資促進事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月</p>	<p><u>ショベルローダー</u>、<u>バックホー</u>、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>a フォークリフト、<u>ショベルローダー</u>、<u>バックホー</u>、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(ウ) ～ (ケ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5の1の(1)の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>なお、<u>令和4年度</u>より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 就農状況報告等</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、事業実施の翌年度から初期投資促進事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月</p>

改正後	改正前
<p>(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)の就農状況報告(別紙様式第4号)を取組主体に提出する。</p> <p><u>また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農報告</p> <p>交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(別紙様式第6号)を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の1の(7)の<u>エ</u>又は就農準備資金・経営開始資金の第6の1の(7)の<u>エ</u>の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 都道府県の手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サポート体制の整備</p> <p>都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記6 農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体</p>	<p>(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)の就農状況報告(別紙様式第4号)を取組主体に提出する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農報告</p> <p>交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(別紙様式第6号)を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の1の(7)又は就農準備資金・経営開始資金の第6の1の(7)の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 都道府県の手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サポート体制の整備</p> <p>都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記6 農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を</p>

改正後	改正前
<p>制を整備し、公表したものと見なすことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 取組主体の手続等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 就農状況等の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営状況の確認</p> <p>取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等</p> <p>取組主体は、交付対象者に対し、第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア 取組主体は、交付対象者が第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間(リースの場合はリース期間)に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p>	<p>作成し、公表したものと見なすことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 取組主体の手続等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 就農状況等の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営状況の確認</p> <p>また、取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等</p> <p>取組主体は、交付対象者に対し、第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア 取組主体は、交付対象者が整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く)等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間(リースの場合はリース期間)に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>イ 取組主体は、交付対象者に対し、<u>第5の2(1)により整備した</u>機械・施設、家畜（肥育牛を<u>除く。</u>）等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9 農業共済等の積極的活用<u>等</u></p> <p>取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p><u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。</u></p> <p>10 <u>交付対象者情報の共有</u></p> <p><u>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。</u></p> <p><u>また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベース（以下「データベース」という。）を作成し、運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 取組主体等は、(2)のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。</u></p>	<p>イ 取組主体は、交付対象者に対し、機械・施設、家畜（肥育牛を<u>除く</u>）等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>9 農業共済等の積極的活用</p> <p>取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後

(4) 取組主体等は、雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(5) 国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第12号により適切に取り扱うものとする。

ただし、経営開始資金、経営開始支援資金等の交付対象者については、本提出を受けたものとみなすことができる。

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目	ポイント	
1	研修	①・② (略)	(略)
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2	サポート体制	①・② (略)	(略)
		③ <u>②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て*1</u> について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
3 (略)			
4	所得	① 所得目標*3が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	(略)
		②・③ (略)	(略)
5	家族経営協定*4	① <u>農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している</u>	<u>1</u>
		② <u>①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している</u>	<u>2</u>

改正前

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目	ポイント	
1	研修	①・② (略)	(略)
		③ <u>①②</u> に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2	サポート体制	①・② (略)	(略)
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て*1について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
3 (略)			
4	所得	① 所得目標が 250 万円又は継承する経営の直近所得から 1 割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	(略)
		②・③ (略)	(略)
5		<u>家族経営協定を書面で締結している*3</u>	<u>1</u>

改正後			改正前		
6～8 (略)			6～8 (略)		
9	<u>みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>	1	(新設)		
合計 (最大)		18	合計 (最大)		16
<p>・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7、<u>8</u>及び<u>9</u>) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>※<u>3</u> <u>事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。</u></p> <p>※<u>4</u> 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。</p>			<p>・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7及び<u>8</u>) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>※<u>3</u> <u>家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。</u>法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。</p>		
2 都道府県加算ポイント			2 都道府県加算ポイント		
(1) 都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に <u>3</u> を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。			(1) 都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に <u>5</u> を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。		
(2) (略)			(2) (略)		
【都道府県が設定する取組等のイメージ】 (略)			【都道府県が設定する取組等のイメージ】 (略)		
(別表2) 推進事業費			(別表2) 推進事業費		
区分	内容	注意点	区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	根拠ある単価を設定
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門		旅費	事業を実施するために直接に必要な <u>取組主体等の</u>	

改正後			改正前		
	家等に支払う経費			経費及び専門家等に支払う経費	のこと
(略)	(略)		(略)	(略)	
<p>上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>、取組主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。</p>			<p>上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず取組主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。</p>		
別紙様式第1号			別紙様式第1号		
初期投資促進事業申請追加資料			初期投資促進事業申請追加資料		
令和 年 月 日			令和 年 月 日		
殿			殿		
(削る。) 住所： 氏 名： (生年月日： 年 月 日： 歳)			[申請者] 住所： 氏 名： (生年月日： 年 月 日： 歳)		
(略)			(略)		
1 成果目標の取組 (略)			1 成果目標の取組 (略)		
No.	項目	実施	No.	項目	実施
1	研修	①・② (略)	1	研修	①・② (略)
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている			③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている

改正後				改正前			
2	サポート体制	①・② (略)		2	サポート体制	①・② (略)	
		③ <u>②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※¹について、担当機関・部署が明確になっている</u>				③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て※ ¹ について、担当機関・部署が明確になっている	
3	(略)			3	(略)		
4	所得	① 所得目標※ ³ が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている		4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		②・③ (略)				②・③ (略)	
5	<u>家族経営協定※⁴</u>	① <u>農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している</u>		5		<u>家族経営協定を書面で締結している※³</u>	
		② <u>①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している</u>					
6～8	(略)			6～8	(略)		
<u>9</u>	<u>みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>				(新設)		
<p>・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7、<u>8</u>及び<u>9</u>) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>※3 <u>事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。</u></p> <p>※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合と同協定を定めているものとみなす。</p>				<p>・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7及び<u>8</u>) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>※3 <u>家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。</u>法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合と同協定を定めているものとみなす。</p>			

改正後	改正前
<p>第5の1の(5)の場合 (略)</p> <p>2 事業の概要 (略) 着工(予定)年月日 完了(予定)年月日</p> <p>※ 3以降については、経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始支援資金追加資料」又は「経営開始資金追加資料」を添付することで記入等は不要とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 経営開始支援資金又は経営開始資金の交付の有無 (略)</p> <p>7 就農準備資金、<u>就農準備支援資金</u>又は農業次世代人材投資事業(準備型)の交付の有無</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>*1 (略)</p> <p>別添1 収支計画</p> <p>*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の<u>直近(事業実施の前年又は前々年度)</u>の実績を記載すること。 (略)</p>	<p>第5の1の(5)の場合 (略)</p> <p>2 事業の概要 (略) <u>事業</u>着工(予定)年月日 <u>事業</u>完了(予定)年月日</p> <p>※ 3以降については、<u>別記1</u>の経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始支援資金追加資料」又は「経営開始資金追加資料」を添付することで記入等は不要とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>別記1</u>の経営開始支援資金又は経営開始資金の交付の有無 (略)</p> <p>7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業(準備型)の交付の有無</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>*1 (略)</p> <p>別添1 収支計画</p> <p>*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。 (略)</p>

改正後

改正前

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目（〇～〇月分）

(略)

1. 成果目標の取組

※ 1、3、4 及び 5については、実施済みの項目に○を記載してください。

2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する現状の所得状況（現状所得／所得目標×100）を記載してください。

選択していない項目に-を記載してください。

No.	項目	実施	
1	(略)		
2	所得	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	%
		②・③ (略)	
3	(略)		
4	(略)		
<u>5</u>	<u>事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>		

2 (略)

※ 3以降については、経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～5 (略)

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加に

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目（〇～〇月分）

(略)

1. 成果目標の取組

※ 1、3 及び 4については、実施済みの項目に○を記載してください。

2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する現状の所得状況（現状所得／所得目標×100）を記載してください。

選択していない項目は、-を記載してください。

No.	項目	実施	
1	(略)		
2	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	%
		②・③ (略)	
3	(略)		
4	(略)		
	(新設)		

2 (略)

※ 3以降については、別記1の経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～5 (略)

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加に

改正後	改正前
<p>ついて（どちらかにチェックする。）</p> <p>※第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会 （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>添付書類</p> <p>別添 1～3 （略）</p> <p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1 （削る。）</p> <p><u>5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）</u></p> <p>*1 1回目の報告の際のみ添付する（別紙様式第6号）就農届<u>等</u>で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。</p>	<p>ついて（どちらかにチェックする。）</p> <p>※<u>別記2</u>第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会 （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>添付書類</p> <p>別添 1～3 （略）</p> <p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1 <u>（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）</u> （新設）</p> <p>*1 1回目の報告の際のみ添付する（別紙様式第6号）就農届で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。</p>

改正後

改正前

別添5

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

（1）適正な施肥		報告時 （しました）
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
（2）適正な防除		報告時 （しました）
⑤	農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	農業の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
（3）エネルギーの削減		報告時 （しました）
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	報告時 （しました） <input type="checkbox"/>
（6）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 （しました）
⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
（6）生物多様性への悪影響の防止		報告時 （しました）
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
（7）環境関係法令の遵守等		報告時 （しました）
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して実行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

関係法令の遵守については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- （1）適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- （2）適正な防除
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
 - ・農業取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- （3）エネルギーの削減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家庭排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産推進法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

（新設）

改正後

改正前

別添5

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

（1）適正な施肥		報告時 しました
①	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
（2）適正な防除		報告時 しました
③	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
（3）エネルギーの削減		報告時 しました
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
（4）悪臭及び害虫の発生防止		報告時 しました
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当口ない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

（5）農産物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 しました
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
（6）生物多様性への悪影響の防止		報告時 しました
⑩	※特定事業場である場合（該当しぬい） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
（7）環境関係法令の遵守等		報告時 しました
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づいた具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、徹底行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もことから、申請時のみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組み意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

【関係法令の遵守】については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- （1）適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- （2）適正な防除
 - ・農業取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- （3）エネルギーの削減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- （5）農産物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・農産物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・环境影响评价法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

改正後	改正前						
<p>別紙様式第8号別添</p> <p>第3 交付対象者データベースの作成・運用(要綱別記1の第7の3に定めるデータベースを活用)</p> <p>1 交付対象者データベースの作成・運用計画(実績)</p> <div style="border: 1px solid red; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>2 個人情報の取扱い</p> <div style="border: 1px solid red; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>第4 関係機関(都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村等)との連携 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p>	<p>別紙様式第8号別添</p> <p>(新設)</p> <p>第3 関係機関(都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村等)との連携 (略)</p> <p>第4 その他 (略)</p>						
<p>別紙様式第9号別添</p> <p>第3 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)</p> <p>注: <u>就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</u></p> <p>(別紙1)</p> <p>候補者(交付対象者)リスト</p> <table border="1" data-bbox="165 1299 938 1362"> <tr> <td>(略)</td> <td>(削る。)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(削る。)	(略)	<p>別紙様式第9号別添</p> <p>第3 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)</p> <p>注: <u>別記1就農準備・経営開始支援事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5就農準備支援事業、別記6初期投資促進事業、新規就農者育成総合対策のうち別記1経営発展支援事業、別記2就農準備資金・経営開始資金又は農業人材力強化総合支援事業のうち別記1農業次世代人材投資事業の申請を行い、都道府県サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</u></p> <p>(別紙1)</p> <p>候補者(交付対象者)リスト</p> <table border="1" data-bbox="1144 1299 1917 1362"> <tr> <td>(略)</td> <td><u>経営開始資金</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	<u>経営開始資金</u>	(略)
(略)	(削る。)	(略)					
(略)	<u>経営開始資金</u>	(略)					

改正後							改正前													
		(削る。)		(削る。)																
交付要件		(略)	ポイント						ポイント				ポイント							
(略)	17「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減に取り組む意思がある		(略)	5 家族経営協定を書面で締結している				(略)	(略)	5 家族経営協定を書面で締結している				(略)	(略)					
(略)			(略)	<u>① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日について締結</u> <u>② ①に加えてその他の事項を1つでも設定</u> <u>※ ①のみ該当する場合1ポイント、②に該当する場合2ポイント</u>				(略)	(略)	(新設)				(略)	(略)					
		(略)	実施内容				事業費関係(全て円単位で記入すること)					実施内容				事業費関係(全て円単位で記入すること)				
<u>9 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>		(略)	<u>着工</u>	<u>完了</u>	(略)	(略)	(削る。)	(略)	(新設)	(略)	<u>着工</u>	<u>竣工</u>	(略)	(略)	<u>融資を受けている</u>	(略)				
			(予定)	(予定)							(契約)	(完了)			(確認)					
			年月日	年月日							(予定)	(取得)			(確認)					
											年月日	予定年月日			用)					

改正後				改正前			
別紙1:整理番号表				別紙1:整理番号表			
⑥融資(資金)種類				⑥融資(資金)種類			
番号	資金名			番号	資金名		
1	(略)			1	(略)		
(削る。)	(削る。)			2	青年等就農資金以外の公庫資金		
2	(略)			3	(略)		
3	その他公庫資金			4	青年等就農資金以外の一般資金		
4	一般資金			5	その他資金		
(別紙2) (略)				(別紙2) (略)			
別紙様式第10号別添				別紙様式第10号別添			
第3 地域サポート計画(実績)(別紙2)				第3 地域サポート計画(実績)(別紙)			
注: <u>就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</u>				注: <u>別記1就農準備・経営開始支援事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5就農準備支援事業、別記6初期投資促進事業、新規就農者育成総合対策のうち別記1経営発展支援事業、別記2就農準備資金・経営開始資金又は農業人材力強化総合支援事業のうち別記1農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</u>			
(別紙1)				(別紙1)			
候補者(交付対象者)リスト				候補者(交付対象者)リスト			
(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(略)	経営開始資金 が対象外の場 合、その理由 に①又は②に 「○」を付ける	①前年世帯 所得が600 万円以上	②経営継承する が、経営リスクを 取らない
交付要件	(略)	ポイント		交付要件	(略)	ポイント	
	(略)	5	家族経営協定を 書面で	(略)	(略)	5	家族経営協定を 書面で

改正後				改正前			
(略)	<u>17「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減に取り組む意思がある</u>	(略)	締結している ① <u>農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日について締結</u> ② <u>①に加えてその他の事項を1つでも設定</u> ※ <u>①のみ該当する場合1ポイント、②に該当する場合2ポイント</u>	(略)	(新設)	(略)	締結している (新設)

		(略)	実施内容		事業費関係(全て円単位で記入すること)			
<u>9 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>	(略)		<u>着工</u> (予定) 年月日	<u>完了</u> (予定) 年月日	(略)	(略)	(削る。)	(略)

別紙1:整理番号表

⑥融資(資金)種類

番号	資金名
1	(略)
(削る。)	(削る。)
<u>2</u>	(略)
<u>3</u>	<u>その他公庫資金</u>
<u>4</u>	<u>一般資金</u>

		(略)	実施内容		事業費関係(全て円単位で記入すること)			
(新設)	(略)		<u>着工</u> (契約) (予定) 年月日	<u>竣工</u> (完了) (取得) 予定年月日	(略)	(略)	<u>融資を受けている</u> (確認用)	(略)

別紙1:整理番号表

⑥融資(資金)種類

番号	資金名
1	(略)
<u>2</u>	<u>青年等就農資金以外の公庫資金</u>
<u>3</u>	(略)
<u>4</u>	<u>青年等就農資金以外の一般資金</u>
<u>5</u>	<u>その他資金</u>

改正後	改正前
<p data-bbox="163 252 383 280"><u>別紙様式第 12 号</u></p> <p data-bbox="331 331 949 360"><u>初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u></p> <p data-bbox="163 411 539 440">第 1 本事業における個人情報</p> <p data-bbox="192 448 1120 557"><u>本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</u></p> <p data-bbox="192 564 1120 673"><u>また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。</u></p> <p data-bbox="163 724 512 753">第 2 本人に同意を得る内容</p> <p data-bbox="192 761 1120 831"><u>個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます(別紙に同意書の例「個人情報の取扱い(例)」を添付しています)。</u></p> <ol data-bbox="192 839 1120 1222" style="list-style-type: none"><li data-bbox="192 839 1120 948"><u>1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。</u><li data-bbox="192 959 1120 1029"><u>2 取組主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。</u><li data-bbox="192 1040 1120 1069"><u>3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。</u><li data-bbox="192 1080 1120 1150"><u>4 1 から 3 までを実施するため、各取組主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。</u><li data-bbox="192 1161 1120 1232"><u>5 1 から 4 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。</u> <p data-bbox="163 1273 405 1302">第 3 同意を得る例</p> <p data-bbox="192 1310 1120 1380"><u>個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。</u></p> <ol data-bbox="192 1388 1120 1417" style="list-style-type: none"><li data-bbox="192 1388 1120 1417"><u>1 申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い(例)」を配布し、</u>	<p data-bbox="1160 252 1234 280">(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、提出してもらう。</u></p> <p><u>2 申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をもらって回収する。</u></p> <p><u>3 （別紙）個人情報の取扱い（例）において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。</u></p> <p><u>（別紙）</u></p> <p><u> 殿</u></p> <p><u> 個人情報の取扱い（例）</u></p> <p><u>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</u></p> <p><u>初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて</u></p> <p><u>取組主体は、初期投資促進事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</u></p> <p><u>また、取組主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。</u></p>	<p>（新設）</p>

改正後		改正前
<u>関係機関</u> <u>(注)</u>	<u>国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合</u> <u>(※ その他追加する機関があれば明確にすること)</u>	
<u>個人情報の取扱いの確認</u>		
<u>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します</u>		
<u>令和 年 月 日</u> <u>(法人・組織名)</u> <u>氏名</u>		

附 則（令和6年3月29日付け5経営第3176号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。